

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年7月26日提出

みよし市長 小山 祐

記

専決第7号 令和4年6月29日

専決第7号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和4年6月29日

みよし市長 小山 祐

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 処分事項   | 工事変更請負契約の締結  |
| 2 工事名    | 総合体育館大規模改修（12期）建築工事  |
| 3 工事場所   | みよし市三好町地内  |
| 4 請負契約金額 | 変更前請負契約金額 金243,100,000円<br>変更後請負契約金額 金245,403,400円<br>増減額 金 2,303,400円 |
| 5 請負契約者  | 愛知県名古屋市守山区大森一丁目2701番地<br>株式会社宇佐美組 名古屋支店<br>支店長 藤井 正                    |